

私は、上程されました議案のうち、16件に賛成し、反対する4件について、その理由を述べ討論いたします。

まず、議案第1号「平成19年度鹿児島県一般会計補正予算」についてであります。反対の理由は、第2表、繰越明許費の教育費、教育総務費に人事管理事務として、1,523万円が計上されていることであります。

これは、教員免許管理システムの開発の事業費の本県の負担分で、全額国庫であります。今年度から来年度にかけての事業費を確保するものであります。

この教員免許更新制とは、教員の免許状に10年の有効期間を定め、30時間の講習を終了しなければ免許を更新しないというもので、この管理システムは、そのために教員免許の情報を全国で共有できるようにするものです。

昨年の参院選挙前の6月、当時の安倍首相が、改悪教育基本法を具体化するとして、この教員免許の更新制を含めた「教育三法」を多くの反対の声を押し切って、強行採決しました。

今、国民が願っているのは、いじめや学力などの問題をていねいに解決するために、30人以下学級の実施など、国際的にも遅れている教育条件を抜本的に整備することであり、過度の競争教育から子どもたちを解放することです。教職員の力量向上のためには、免許の更新制で、教員を管理・統制することではなく、自発的、自主的な取り組みを奨励し、教職員が子どもや保護者にきちんと向き合えるような環境をつくることです。

教員免許更新制は、他の専門職にない不安定な身分に教員を置くことになり、教員の目を、子どもでなく、行政の側にむけさせることになります。同時に盛り込まれた「指導が不適切な教員」の人事管理の「厳格化」も同様の圧力となりかねません。

以上の理由で、本議案には反対であります。

次に議案第4号「平成19年度県港湾整備事業特別会計補正予算」、議案第12号「土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件」について、一括して反対理由を申し述べます。これらには、人工島「マリポートかごしま」についての事業費の補正が盛り込まれています。

人工島建設については、わが党は、一貫して反対の立場を貫いておりますが、それは、この事業が、1987年、昭和62年に閣議決定された第四次全国総合開発計画に、海洋開発として沖合人工島構想が事業として盛り込まれたことに端を発し、その後、1991年に鹿児島県総合基本計画の中にウォーターフロントプラン21として具体化されたものです。四全総から考えると、18年前、県としても14年前の構想に基づいて行われているのであります。これらの事業が現在の経済情勢、そして本県の財政状況の中でさらに借金を重ねてまで進めるべきものでしょうか。先に開発ありきの姿勢で、経済効果の試算も全くなされず、形を変えながら「正当化」されてきました。ここまで来たからやめるわけにいかないと、財政難を生んだ元凶のひとつを温存し、さらに財政難を作り出していく。理解できないのは、私だけでしょうか。

議案第12号は、人工島の地元となる鹿児島市の負担額の補正を計上したのですが、鹿児島市議会では、補正予算自体は可決となったものの、この負担額について、3月議会で事業自体への疑

問が出され、執行留保となっています。

以上の理由で、これらの議案に反対するものであります。

最後に議案第14号「訴えの提起について議決を求める件」についてであります。これは、県道の改築工事に係わっての建物等移転補償契約について、6月6日付けで2,661万7千円の契約を締結し、前払い金として同月26日に1,862万7千円を支払っていたものを、半年後に、本来の補償額は、19万5,900円であったとして、前払い金1,862万7,000円の返還を求める訴えを起すというものであります。

なぜ、補償金額に135倍もの差が生じたのか、はなはだ理解に苦しみます。県の説明では、そもそも移転対象の建築物は不法占有物件であったが、所有権を認め移転補償の対象とした。そして、それ以外の物件についても、対象として認め、契約を結んだというものでした。

支払いを受けた当人は、その後、移転対象の一部と関連の施設を撤去し、結果的に家業である漁業を営むことができなくなっています。

本来の対象は19万5,900円なのに、間違っって2,661万7千円とした。間違っていたので払ったお金を返して欲しい。責任ある機関としてこんなことがあってよいものでしょうか。もちろん間違いは正されなければなりません、この間違っった契約も、県として決済がなされて締結されたものであります。税金で間違っった支払いがなされ、そのことで、結果的に支払いを受けた県民にも迷惑が及んでいるわけです。原因の解明がなされ責任が問われるべきであります。

以上の理由で、本議案には賛成できないことを申し述べ、討論を終わります。